

農業改良資金制度の運用について

平成14年 7 月 9 日14経営第2044号農林水産省経営局長通知
改正 平成16年 8 月 1 日16経営第2274号
改正 平成17年 4 月 1 日16経営第8448号
改正 平成18年 3 月30日17経営第7254号
改正 平成19年 3 月30日18経営第7232号
改正 平成20年 9 月 3 日20経営第2944号
改正 平成20年10月 1 日20経営第3518号
改正 平成21年 4 月 1 日20経営第5376号
改正 平成21年 7 月 1 日21経営第1533号
改正 平成22年 8 月13日22経営第2388号
改正 令和 2 年 3 月30日元経営第3174号
改正 令和 3 年 3 月29日 2 経営第3116号
最終改正 令和 8 年 3 月31日 7 経営第3034号

第1 貸付資格の認定等に当たっての留意すべき事項

農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年 7 月 9 日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第2の2の経営局長が別に定める留意すべき事項については、新たな農業部門若しくは加工の事業の開始又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産・販売方式の導入が、別記を参考に、地域の実情をしん酌しつつ農業者等個々の農業経営の改善に資するものであるか適切に判断するものとする。

第2 制度の適正かつ効率的な運営について

都道府県及び株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）は、農業改良資金制度の適正な運営を図るため、普及指導センターにおける技術的、経営的な普及指導、農地保有合理化法人又は農業委員会における経営規模拡大のための農用地の権利移動に関する指導、融資を行う機関における借受者の経済的状态、投資能力等の把握等関係機関又は団体がその役割に応じた機能を十分に発揮できるよう関係機関との連携に努めるものとする。

第3 貸付資格の認定実績の報告

都道府県は、農業改良資金の貸付資格の認定（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第23条の規定により、農業改良資金融通法（昭和31年法律102号）第6条第1項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の認定があったものとみなされた場合を含む。）について、毎年度の貸付資格の認定に係る申請件数及びその認定件数を、当該年度の翌年度の5月末日までに、別記様式により地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

附 則

この通知は、平成22年10月1日から施行する。

（略）

附 則（令和２年３月30日元経営第3174号）
この通知は、令和２年４月１日から施行する。

- 附 則（令和３年３月29日２経営第3116号）
- 1 この通知は、令和３年４月１日から施行する。
 - 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和８年３月31日７経営第3034号）
この通知は、令和８年４月１日から施行する。

別記

- I 新たな農業部門又は加工の事業の経営の開始については、既存の経営を総合的に勘案し、貸付けを行うことにより、農業者等の所得の向上や経営の効率化、安定化等が図られる見込みがあることを要することに留意するものとする。

なお、みどりの食料システム法第23条に定める資金を借り受ける場合は、新たな農業部門の経営の開始のみを対象とする。

- II 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入については、以下に留意するものとする。

なお、みどりの食料システム法第23条に定める資金を借り受ける場合は、農畜産物の新たな生産方式の導入であって、品質・収量の向上又はコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合のみを対象とする。

- 1 生産方式の改善は、単一の技術導入ばかりでなく、能率的な技術又は合理的に組み合わせられた一連の技術によって行われることにも配慮すること。

この場合の「技術の合理的な組合せ」の判断に当たっては、本資金により導入する施設、機械等だけでなく、当該農業者等が既に保有している施設、機械等も含め、これらの施設、機械等による技術の組合せを総合的に判断しなければならない。

- 2 導入する技術・生産方式については以下に例示しているが、この他の技術・生産方式の導入についても、地域の実情をしん酌しつつ農業者等個々の農業経営の改善内容に応じて適切に判断するものとする。

(バイテク)

- 有害なウイルスに汚染されていない野菜又は花きの苗を生産し、又は増殖するための技術を導入する場合

(生産環境改善)

- 農業者の組織する団体又はその構成員が当該団体において決定されたその構成員との間における取決めに従いその農業の生産行程を遂行する場合において、当該団体が、当該生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合

(水田農業)

- 水田において行う農業の生産行程の規模を拡大し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、当該拡大後の規模における生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合
- 水田における稲の直播若しくは移植から収穫までの一連の作業の省力化を行い、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、その農業の生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合
- 農業者の組織する団体において決定された取決めに従い水田における稲及び

稲以外の作物の組合せ並びに栽培管理方法の改善を行う場合において、その生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する稲以外に係る一連の能率的な技術を導入する場合

- 水田において栽培する作物を稲（飼料の用に供するものを除く。）以外のものに転換することによりその農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、その生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する稲以外に係る一連の能率的な技術を導入する場合

（環境保全型農業）

- その地域において通常行われる有害動植物の防除又は施肥と比較して化学的に合成された農薬又は肥料の使用を減少させる技術、温室効果ガスの排出量の削減に資する技術その他環境負荷低減に資する技術を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

（畑 作）

- 畑地における作物の種類組合せ及び栽培管理方法の改善によりその作付体系を合理化し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

- 畑地における作物に係る収穫物の品質の改善を図る生産方式を導入する場合

- 畑地における作物のは種又は植付けから収穫まで（茶にあつては、整枝から収穫まで）の一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

（果 樹）

- 栽培する果樹への品種の転換、ウイルスフリー樹、ボックス栽培、高畝栽培若しくはマルチ栽培への転換又は前進出荷品質向上施設の導入により、果実の品質の改善を図る生産方式を導入する場合

- 果樹の栽培から果実の収穫までの一連の作業の省力化を促進する生産方式を導入する場合

- 改植又は規模拡大を伴う新植により栽培する果樹以外の種類の果樹を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

（野 菜）

- 気象上の原因により野菜の生育が阻害されることを防止する生産方式を導入する場合

- 野菜の生育条件を総合的に調節し及び管理する生産方式を導入する場合

- 野菜のは種又は植付けから収穫又は調整までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

（花 き）

- 気象上の原因により花きの生育が阻害されることを防止する生産方式を導入

する場合

- 花きの生育条件を総合的に調節及び管理する生産方式を導入する場合
- 花きのは種又は植付けから収穫又は調製までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(畜産)

- 飼料の自給度の向上、乳牛の飼養管理方法の改善、肉用牛の使用規模の拡大若しくは飼養管理方法の改善、豚の飼養管理方法の改善又は鶏の飼養管理方法の改善により、酪農、肉用牛生産、養豚又は養鶏の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(地域農業技術及び加工技術)

- 地域の自然的条件及び農業事情からみて農業経営の改善を促進するために特に普及を図る必要があると認められる能率的な農業の技術や付加価値を高める農畜産物の加工の技術であって、都道府県が定める基準又は普及すべき技術モデル等に適合する場合

Ⅲ 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入については、直売方式のほか、インターネットを活用した販売方式、さらに、食の情報発信、農作業や農畜産物の加工体験を通して消費者との交流を併せ行う販売方式等があるので、農業者の新しい発想をいかした取組が促進されるよう留意するものとする。

なお、みどりの食料システム法第23条に定める資金を借り受ける場合は、対象外とする。

別記様式

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
北海道にあつては、農林水産大臣
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

〇〇（都道府）県知事

〇〇年度農業改良資金に係る貸付資格の認定実績について

〇〇年度の農業改良資金に係る貸付資格の認定実績について、農業改良資金制度の運用について（平成14年7月9日付け14経営第2044号農林水産省経営局長通知）第3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（単位：件）

	申請件数	うち認定件数	うち認定を行わなかった件数	認定を行わなかった理由				
				①経営改善が見込まれる計画ではない。	②資金使途が適切ではない。	③新技術の導入等のチャレンジ性が認められない。	④貸付対象者に該当しない。	⑤・・・
合計								
うち農林漁業バイオ燃料法								
うち米穀新用途利用促進法								
うち六次産業化法								
うちみどりの食料システム法								

※1 「認定を行わなかった理由」欄について、①～④に該当する理由がない場合は、適宜

列を挿入の上、理由及び件数を記載する。

- ※2 「うち農林漁業バイオ燃料法」欄には農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第8条に定める資金を借り受ける場合、「うち米穀新用途利用促進法」欄には米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第8条第2項に定める資金を借り受ける場合、「うち六次産業化法」欄には地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第9条第2項に定める資金を借り受ける場合、「うちみどりの食料システム法」欄にはみどりの食料システム法第23条に定める資金を借り受ける場合について記載する。